

## 指定基準自己点検シート（居宅介護支援）

記入年月日	年	月	日
法人名			
施設・事業所名			
連絡先	(TEL)		
記入責任者	(職名)	(氏名)	
人権擁護・虐待防止の担当者	(職名)	(氏名)	
感染対策担当者	(職名)	(氏名)	

### <記載にあたっての留意事項>

- (1)複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (2)記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」に□をしてください。  
なお、該当するものがなければ非該当に□をしてください。
- (3)点検事項ごとに根拠法令を記載していますので、参考にしてください。

### <根拠法令>

根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

「法」 → 介護保険法

「令」 → 介護保険法施行令

「規則」 → 介護保険法施行規則

「条例」 → 大分市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
<b>I 総則</b>					
1 基本方針	(1) 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行っていますか。	条例 第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行ってていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>II 人員基準</b>					
1 従業者の員数	(1) 常勤の介護支援専門員を1人以上配置していますか。	条例 第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 介護支援専門員の員数は利用者の数が35又はその端数を増すごとに1人を満たしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 管理者	(1) 常勤の主任介護支援専門員である管理者を配置していますか。  ※主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる	条例 第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>III 運営基準</b>					
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。  ※重要事項は、運営規程の概要、勤務体制、秘密保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項。	条例 第7条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が条例に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ていますか。  前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の居宅サービス事業者または地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、他の居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を取っていますか。	条例第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 受給資格等の確認	被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	条例第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な援助を行っていますか。	条例第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 要介護認定の更新申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 身分を証する書類の携行	介護支援専門員に身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 利用料等の受領	(1) 償還払いとなる場合と代理受領がなされる場合との間に、不合理な差額を設けていませんか。	条例第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 下記の費用に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。  ①利用者の選定により通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) (領収証) サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。		法第46条第7項 準用第41条第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 保険給付の請求のための証明書の交付	償還払いによる利用料の支払いを受けた場合は、指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	条例第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 指定居宅介護支援の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っていますか。	条例第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	条例第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画上に位置づけるよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
	(6) 居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) (6)に規定する、解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。この場合において、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8) 利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せを検討し、下記を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。  □利用者及びその家族の生活に対する意向 □総合的な援助の方針 □生活全般の解決すべき課題 □提供されるサービスの目標及びその達成時期 □サービスの種類 □内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項 等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(9) サービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行う場合は利用者等の同意を得ること。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていませんか。また、利用者の心身の状況等により、主治医等の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(10) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(11) 居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(12) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(13) 居宅サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(13) の2 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医若しくは歯科医師又は薬剤師に提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(14) (13)に規定する、実施状況の把握（モニタリング）は、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、下記に定めるところにより行われていますか。  ①少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していますか。  ②少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
	(15) 下記の場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めていますか。  ①要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合  ②要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(16) 計画の変更についても (3) ~ (12) に準じて行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(17) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(18) 介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(18) の2	居宅サービス計画に市長が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(18) の3	作成された居宅サービス計画に位置付けられたサービス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合等が市長が定める基準に該当する場合で市からの求めがあった場合には、その居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、その計画に訪問介護が必要な理由等を記載し、当該計画を市に届け出ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(19)	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(19) の2	(19)の場合において、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(20)	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限りこれを行っていますか。また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置づける場合、医学的観点からの留意事項が示されているときは、留意点を尊重して行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(21)	居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(22)	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて隨時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与の必要性について検証した上で、継続して福祉用具貸与の必要がある場合にはその理由を計画に記載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(23)	居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(24)	被保険者証に、認定審査会意見又は市による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
	(25) 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。	条例 第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(26) 指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(27) 地域ケア会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11法定代理受領サービスに係る報告	(1) 每月、市又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。  (2) 基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給にかかる事務に必要な情報を記載した文書を市又は国民健康保険団体連合会に提出していますか。	条例 第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	条例 第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13利用者に関する市への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市への通知を行っていますか。  ①サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合  ②偽りその他不正な行為により保険給付を受けた又は受けようとした場合	条例 第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14管理者の責務	(1) 管理者は、事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行ってていますか。  (2) 管理者は、事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	条例 第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。  □事業の目的及び運営の方針 □従業者の職種、員数及び職務内容 □営業日及び営業時間 □サービスの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 □通常の事業の実施地域 □苦情処理に関する事項 □虐待防止に関する事項 □その他運営に関する重要事項	条例 第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16勤務体制の確保	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めていますか。  (2) 当該事業所の介護支援専門員によってサービスを提供していますか。  (3) 介護支援専門員の資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関する研修の機会を確保していますか。  (4) 職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	条例 第22条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16-2業務継続計画の作成等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	条例 第22条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
	(2) 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えていますか。	条例 第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18従業者の健康管理	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	条例 第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18-2感染症の予防及びまん延の防止のための措置	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように下記の措置を講じていますか。	条例 第24条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、介護支援専門員に周知徹底していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 感染症予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 介護支援専門員に対し、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19掲示	事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制等その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示していますか。 または書面を備え付け、かつ、自由に閲覧させていますか。	条例 第25条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者またはその家族の秘密を漏らしてはいませんか。	条例 第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例 第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	(1) 事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。	条例 第28条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 事業者及び従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23苦情処理	(1) 自ら提供したサービス又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。	条例 第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 苦情の内容等を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
	(3) 苦情に関して市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 市又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	条例 第30条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事故の状況や処置について記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24-2虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じていますか。	条例 第30条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 虐待の防止のための指針を整備していますか。  指針には以下の事項を定めていますか。  □事業所（施設）における虐待防止に関する基本的考え方 □虐待防止検討委員会その他事業所（施設）内の組織に関する事項 □虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 □成年後見制度の利用支援に関する事項 □虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 □利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 □その他虐待の防止の推進のために必要な事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25会計の区分	他の事業の会計と区分していますか。	条例 第31条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例 第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日（当該サービスを提供した日）から5年間保存していますか。  ①指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ②居宅介護支援台帳 ア 居宅サービス計画 イ アセスメントの結果記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果記録 ③市への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び処置についての記録		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
27暴力団員等の排除	大分市暴力団排除条例（平成23年大分市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者の支配を受けていませんか。	条例 第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

#### IV 変更の届出等

1 変更の届出	以下の事項に変更があったとき、10日以内に、その旨を市に届け出ていますか。	法 第82条  規則 第133条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①事業所の名称及び所在地				
	②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名				
	③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る）				
	④事業所の平面図				
	⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴				
	⑥運営規程				
	⑦介護支援専門員の氏名及びその登録番号				